

# 同行援護従業者養成研修学則

社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会

## 1. 目的

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の提供（代読・代筆を含む。）、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助に関する知識及び技術を有し、兵庫県下で活動できる同行援護従業者の養成を目的とする。

## 2. 主催・申込先

社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会 同行援護従業者養成研修係

〒651-0062 兵庫-県神戸市中央区坂口通 2 丁目 1 番 1 号 兵庫県福祉センター内

電話 078-222-5556/FAX 078-222-5564

E-メールアドレス doukoukensyu@kensikyo.sakura.ne.jp

## 3. 研修の名称及び課程

研修の名称は、「同行援護従業者養成研修」とし、「同行援護従業者養成研修一般課程」・「同行援護従業者養成研修応用課程」を実施する。

## 4. 研修期間

令和 5（2023）年

1 月 19 日（木）・20 日（金）・26 日（木）・27 日（金）・2 月 2 日（木）・3 日（金） 計 6 日間

## 5. 実施場所

尼崎市立小田南生涯学習プラザ 大会議室 2

\*1 月 27 日（金）のみ、午前：大会議室 2、午後：小会議室 2

〒660-0802 兵庫県尼崎市長洲中通 1 丁目 6 番 10 号

中央区文化センター 会議室 1102 \*2 月 3 日（金）午後のみ使用

〒650-0031 神戸市中央区東町 115 番地 1 階・9・10・11 階（受付 10 階）

## 6. カリキュラム及び使用する教材について

カリキュラムについては別添「日程表」参照。

使用する教材は、「同行援護従業者養成研修テキスト」第 4 版（中央法規）とする。

但し、関係法の改正により、随時改訂版を使用する。

## 7. 講師について

講師 歩行訓練士 山口 規子

## 8. 受講資格

下記の全ての要件に該当する者を対象とする。

○兵庫県に居住する者

○全日程受講できる者（遅刻、欠席、早退した場合は修了不可。）

○アイマスクを着用し二人一組での演習、階段昇降の反復演習、長距離歩行の演習、公共交通機関の乗降演習等で、長時間の移動に耐えうる身体能力を有する者（歩行に配慮が必要な場合、受講できないことがある）

○代読・代筆、情報提供の演習で、一般教養程度の日本語の読み書きや会話能力がある者

○「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を承諾及び遵守できる者

○本研修を修了した後、同行援護従業者として活動ができる者

## 9. 受講定員

20 人（最少催行人数 4 人）

## 10. 受講料等

受講料は無料とする。

但し、下記については受講者が各自で用意の上、必ず持参すること。

○同行援護従業者養成研修テキスト（第 4 版） 中央法規 定価 2,400 円（税別）

ISBN978-4-8058-8384-6

○アイマスク（透けない素材）

○筆記用具

○修了証明書発送用のレターパックプラス（520 円）

○マスク（飛沫感染防止のため、研修中は必ず着用すること。）

○免許証、健康保険証等の身分証明書

（受講者の本人確認並びに事故対処のため、研修期間中は携帯すること。）

○演習における食事代、交通費等の必要な諸経費

## 11. 受講手続き

当協会ホームページ（<http://kensikyo.sakura.ne.jp/>）の受講申込画面にて受け付ける。

受講申込画面での申込みが難しい場合は、ホームページより受講申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、FAX で申込みをする。

応募者多数の場合は当方で選考の上、受講者を決定する。

受講の可否決定は、申込締切後 1 週間程度でメールまたは FAX にて通知する。

メールでの通知を希望する場合は、「[doukoukensyu@kensikyo.sakura.ne.jp](mailto:doukoukensyu@kensikyo.sakura.ne.jp)」より通知するため、受信できるように設定をすること。

## 12. 修了証明書の交付要件

本研修は兵庫県の定める「同行援護従業者養成研修一般課程・応用課程」として兵庫県知事の承認を受けて実施するものであり、定められた期間内に研修カリキュラムを全て履修した上、認定会議において適格と判断された者には修了証明書及び携帯用修了証明書を授与する。不適格（「利用者の安全を守れない」等）と判断される者には発行しないものとする。

なお、補講は行わないものとする。

また、下記に該当すると判断した場合は受講取消とする。

（1）理由の如何を問わず欠席、遅刻、早退等により研修カリキュラムの時間数を満たさない者

（2）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

- (3) 研修の秩序を乱し、他の受講者に影響を及ぼす者
- (4) 提出書類に虚偽の記載がある者
- (5) 法律に反する行為が見受けられる者
- (6) その他、同行援護従業者として活動するにあたり「不適格」と当協会が判断する者

(再交付について)

氏名の変更や紛失による理由によって、修了証明書の再交付が必要になった場合は、修了者の申し出により、再発行を行う。再発行した修了証明書の送料は修了者が負担する。

#### 13. 不慮の事態発生への対応

不慮の事態（自然災害等）が発生した時には速やかに研修受講者にメールで連絡するとともに必要な措置を講じる。

#### 14. 研修修了者名簿の取扱

修了者名簿を 2 部作成し、1 部は社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会に保管し、本研修終了後、1 部を兵庫県知事に提出する。

#### 15. 秘密保持

- (1) 本研修により知り得た受講者の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (2) 受講者等が、研修中に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することがないよう受講者の指導を行う。

#### 16. 相談・要望・苦情などの窓口

本研修に関する相談、要望、苦情などは下記の窓口に応じることができる。

社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会 同行援護従業者養成研修係

〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通 2 丁目 1 番 1 号 兵庫県福祉センター内

電話 078-222-5556/FAX 078-222-5564

E-メールアドレス doukoukensyu@kensikyo.sakura.ne.jp

#### 17. 施行細則

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項が必要であると認められるときは当協会がこれを定める。

附則 この学則は令和 4 年 11 月 1 日から施行する。